

臨床遺伝認定登録医制度規則

(2022年12月1日制定)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この制度は、臨床遺伝専門医として一定の経験があり、指導的役割を果たしてきたものの、基礎研究あるいは専門性が特に高い業務等が主たる領域であることから臨床遺伝専門医制度委員会が認める基本領域の専門医（認定医）資格を失い、臨床遺伝専門医を維持することができなくなった医師に臨床遺伝の一層の発展を図る専門家としての称号を与えることを目的とする。

(認定登録医制度)

第2条 日本人類遺伝学会および日本遺伝カウンセリング学会は、前条の目的を達成するために、臨床遺伝認定登録医制度を設ける。

第2章 臨床遺伝認定登録医

(登録医の申請資格)

第3条 臨床遺伝認定登録医（以下登録医という）として認定を受けようとする者は、次の各号に掲げるすべてに該当し、かつ定められた期間内に臨床遺伝専門医制度委員会の審査を受けなければならない。

- (1) 第3条に定義する責を担うことができること。
- (2) 日本人類遺伝学会あるいは日本遺伝カウンセリング学会の会員である者
- (3) 臨床遺伝専門医として3回以上の更新を既に済ませていること。
- (4) 臨床遺伝専門医制度委員会が認める基本領域の専門医（認定医）資格を喪失している者。
- (5) 臨床遺伝専門医の返上願を提出済みであり、資格返上後5年以内であること。
- (6) 過去5年間に別に定める単位数を取得していること。

(登録医の認定)

第4条 臨床遺伝専門医制度委員会は、審査に合格し、所定の認定料を納入した者を日本人類遺伝学会および日本遺伝カウンセリング学会に推薦し、両学会理事長が登録医に認定する。

(登録医認定証)

第5条 登録医と認定された者は、登録医認定証の交付を受けることができる。

(登録医の取り消し)

第6条 専門医制度委員会は、登録医として認定された者が次の各号の一つに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 裁判所において失踪宣告を受けたとき。
- (2) 第3条各号における文書の記載事項に事実と重大な相違があり、登録医としての資格に欠けるものがあると認められるとき。
- (3) 医師の資格を喪失したとき。
- (4) 日本人類遺伝学会および日本遺伝カウンセリング学会のいずれの学会員でもなくなったとき。
- (5) 日本医学会、日本人類遺伝学会および日本遺伝カウンセリング学会の会告・見解・指針・ガイドライン等に従わないとき。
- (6) 臨床遺伝認定登録医として体面を汚すような行為のあったとき。
- (7) その他、細則に定められた条件を満たすとき。

(登録医資格の更新)

第7条 登録医の認定期間は5年とし、5年毎に認定を更新する。資格の更新の条件は別に定める。

第3章 登録医制度を運用する委員会

(登録医制度を運用する機関)

第8条 本制度の運用は日本人類遺伝学会および日本遺伝カウンセリング学会が共同設置している臨床遺伝専門医制度委員会が行う。

(議事)

第9条 臨床遺伝専門医制度委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 登録医の審査・認定・更新に関すること。
- (2) 登録医の登録及び認定証の交付に関すること。
- (3) その他

第4章 補 則

(規則の改定)

第10条 この規則は、日本人類遺伝学会理事会および日本遺伝カウンセリング学会理事会の議を経て、改定することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、2022年12月1日から施行する。